

議案第 38 号

山都町営体育館条例の一部改正について

山都町営体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

建築後 61 年が経過し、老朽化により利用者の安全性が確保できなくなった町営名連川体育館の供用を廃止することに伴い、山都町営体育館条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町営体育館条例の一部を改正する条例

山都町営体育館条例（平成17年山都町条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中名連川体育館の項を削る。

別表第2中第1項各号列記以外の部分及び同項第1号の表施設名の欄中「、名連川体育館」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町営体育館条例(平成17年山都町条例第75号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>1 中央体育館、中島体育館、浜町体育館、<u>名連川体育館</u>、下矢部西部体育館、下矢部東部体育館、中島南部体育館、中島東部体育館、中島西部体育館、白糸第一体育館、白糸第二体育館、白糸第三体育館、下名連石体育館、御所体育館</p> <p>(1) 体育活動を目的として利用する場合</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>1 中央体育館、中島体育館、浜町体育館_____、下矢部西部体育館、下矢部東部体育館、中島南部体育館、中島東部体育館、中島西部体育館、白糸第一体育館、白糸第二体育館、白糸第三体育館、下名連石体育館、御所体育館</p> <p>(1) 体育活動を目的として利用する場合</p> <p>【別記2 参照】</p>

【別記1】

現行

名称	位置
(略)	(略)
浜町体育館	山都町千滝238番地
名連川体育館	山都町黒川922番地
清和体育館	山都町大平305番地1
(略)	(略)

改正後（案）

名称	位置
(略)	(略)
浜町体育館	山都町千滝238番地
清和体育館	山都町大平305番地1
(略)	(略)

【別記2】

現行

施設名	単位	使用料 (1時間当たり)	電気料 (1時間当たり)
(略)	(略)	(略)	(略)
浜町体育館、名連川体育館、下矢部西部体育館、下矢部東部体育館、中島南部体育館、中島東部体育館、中島西部体育館、白糸第一体育館、白糸第二体育館、白糸第三体育館、下名連石体育館、御所体育館	全館	110円	310円

改正後（案）

施設名	単位	使用料 (1時間当たり)	電気料 (1時間当たり)
(略)	(略)	(略)	(略)
浜町体育館_____、下矢部西部体育館、下矢部東部体育館、中島南部体育館、中島東部体育館、中島西部体育館、白糸第一体育館、白糸第二体育館、白糸第三体育館、下名連石体育館、御所体育館	全館	110円	310円

【別記3】 略

【別記4】 略

【別記5】 略

【別記6】 略